

## 第79号議案関係資料

### 「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

#### 1. 改正理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が平成30年6月27日に公布され、建築基準法の一部が改正された。改正法に伴う品川区手数料条例の別表（第2条関係）の追加およびそれに伴う規定整備を行う必要があるため。

#### 2. 改正内容

本条例で定める建築等における許可・認定手数料の規定は、建築基準法の条項を引用し規定していることから、建築基準法の一部改正による条項の追加・項ずれに係る規定整備を行う。（別紙1）

##### 追加された許可・認定事項（別紙2）

○接道規制の適用除外に係る認定（法第43条第2項）

建築基準法第43条第1項による2m接道が満たせない敷地に対して、特例許可の実績の蓄積がある建築物について、あらかじめ定めた基準に適合すれば建築審査会の同意を不要とする認定が可能。

○仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例許可（法第85条第6項、第7項）

特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物について、建築審査会の同意を得て、1年を超える存続期間を設定した許可が可能。

#### 3. 施行期日

公布の日

品川区手数料条例新旧対照表

新				旧			
○品川区手数料条例 平成12年3月28日 条例第5号				○品川区手数料条例 平成12年3月28日 条例第5号			
別表（第2条関係） (5) 都市環境部関係				別表（第2条関係） (5) 都市環境部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
14の2 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定、変更または廃止の申請に対する審査	道の位置の指定、変更または廃止の申請手数料	50,000円	申請のとき。	14の2 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定、変更または廃止の申請に対する審査	道の位置の指定、変更または廃止の申請手数料	50,000円	申請のとき。
<u>14の3 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u>	<u>31,000円</u>	<u>認定申請のとき。</u>				
15 建築基準法 <u>第43条第2項第2号</u> の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	36,000円	許可申請のとき。	15 建築基準法 <u>第43条第1項ただし書</u> の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	36,000円	許可申請のとき。
16から38まで省略				16から38まで省略			
39 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物	仮設建築物建築許可申請手	108,000円	許可申請のとき。	39 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物	仮設建築物建築許可申請手	108,000円	許可申請のとき。

新				旧			
の建築の許可の申請に対する審査	数料			の建築の許可の申請に対する審査	数料		
<u>39の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</u>	<u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u>	<u>195,000円</u>	<u>許可申請のとき。</u>				
40以下省略				40以下省略			
<p>付 則  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>							

## 接道規制の適用除外に係る認定(法第43条第2項)

### 1. 現行制度

【原則】建築物の敷地は、建築基準法上の「道路」に2m以上接していなければならない(第43条第1項)

【特例】敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したのものについては、適用しない(同項ただし書)

### 2. 改正の内容

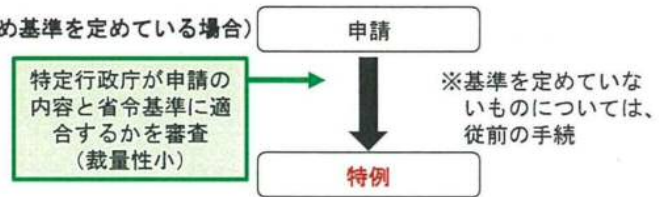
【特例】避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準<sup>①</sup>に適合する幅員4m以上の道(道路に該当するものを除く。)に2m以上接している建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準<sup>②</sup>に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについても、接道規制を適用しないこととする(この場合においては、**建築審査会の同意は不要**とする。)

#### ○改正前



#### ○改正後

(あらかじめ基準を定めている場合)



#### <省令事項>

##### ①避難及び通行の安全上必要な道の基準

農道や通路等で、管理者の使用合意が得られていること、一定の舗装がなされていること等

##### ②利用者が少数である建築物の基準

当該通路等に発生する交通量を制限する観点から、200㎡以内の戸建住宅とすること

## 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例許可(法第85条第6項、第7項)

### 1. 現行制度

#### 第85条第5項

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗、その他これらに類する仮設建築物

**1年**が存続期間の上限

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

・制定時(昭和25年)において、仮設建築物で開催する興行、博覧会、店舗営業等は、**実例に照らし、6か月以内の短期間に限り行われるものと想定されていた。**

・昭和45年改正で、実例に照らし、**上限を1年に延長。**

### 2. 改正の内容

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物は、特定行政庁が、建築審査会の同意を得て認めた場合には、1年を超えることができるようにする。